

質問に対する回答書

業務名 熊本西環状道路（池上工区）事業に関する効果検証等業務委託

令和7年(2025年)7月30日から8月7日までに受け付けた質問について、以下のとおり回答します。

順番	質問書提出日	質問内容	回答
1	令和7年(2025年)7月25日	調査日は複数に分けても可か。具体的には、交通量、渋滞長(2日間に分けて実施)、旅行速度(交通量調査、渋滞長とは別日に実施)	交差点方向別交通量調査、断面交通量調査、渋滞長調査及び旅行速度調査については、1日での実施を原則としますが、複数日に分けて調査する場合は、契約締結後に委託者と協議願います。
		(2)交差点方向別交通量は”人手観測”とあるが、”ビデオ観測・人手計測”の手法でも可か。	交差点方向別交通量は、“人手観測”を原則としますが、他の手法を適用する場合は、契約締結後に委託者と協議願います。
		公表用資料を12月中旬までに提出とありますが、供用及び供用開始後1ヶ月調査の日程によっては、困難な場合が考えられます。供用、調査日程によって提出期限が延びるといった認識でよろしいか。	原則、12月中旬までの提出としますが、必要に応じて契約締結後に委託者と協議願います。
2	令和7年(2025年)7月30日	交通量調査は交差点方向別交通量調査が19箇所、断面交通量調査が8箇所、渋滞長調査が13箇所、旅行速度調査が6ルートと大量となっています。供用開始前・後の調査について、それぞれ複数日に分散することは可能でしょうか。	交差点方向別交通量調査、断面交通量調査、渋滞長調査及び旅行速度調査については、1日での実施を原則としますが、複数日に分けて調査する場合は、契約締結後に委託者と協議願います。
		(2)交差点方向別交通量調査は人手観測とされていますが、人員確保の観点からビデオ調査を組み合わせることは可能でしょうか。	交差点方向別交通量は、“人手観測”を原則としますが、他の手法を適用する場合は、契約締結後に委託者と協議願います。

3	令和7年(2025年) 8月1日	「特記仕様書第19条(2)交 差点方向別交通量調査、(3) 断面交通量調査、(4)渋滞長 調査」について 調査日を2日に分けて実施 することは可能でしょうか。	交差点方向別交通量調査、断面交通量調査、 渋滞長調査及び旅行速度調査については、1 日での実施を原則としますが、複数日に分け て調査する場合は、契約締結後に委託者と協 議願います。
4	令和7年(2025年) 8月5日	調査員の確保状況によっ ては、現状把握にできるだけ影 響が出ないように配慮した うえで、一部の調査項目を別 日に実施してもよいでしょ うか。 同等以上の精度を確保でき るという条件で、一部の調査 を人手観測からビデオ観測 に代替してもよいでしょ うか。	交差点方向別交通量調査、断面交通量調査、 渋滞長調査及び旅行速度調査については、1 日での実施を原則としますが、複数日に分け て調査する場合は、契約締結後に委託者と協 議願います。 人手観測からビデオ観測に代替する場合は、 契約締結後に委託者と協議願います。